

明石市要介護認定等調査個人委託の受託者募集要項

1 業務内容・登録要件

目的	要介護認定調査を専門に行う介護支援専門員に認定調査業務を委託します。自宅を拠点に認定調査ができる方を募集します。
業務内容	介護保険法の規定により、要介護・要支援の認定を受けようとする被保険者の居住地に訪問して面接を行い、その心身の状況、その置かれている環境、その他厚生労働省で定める事項について調査を行う。
募集要件	<p>①介護支援専門員証（有効期間満了前）を有しているもので、その業務について厚生労働省の定める基準に違反した事がないこと。</p> <p>②都道府県又は政令市が実施する認定調査員研修を修了し、認定調査員（直営・委託）として一定の経験があること。</p> <p>③契約成立時点において、事業所等に所属していないこと。</p> <p>④調査に必要な交通手段及び通信手段を確保できること。</p> <p>⑤県や明石市が実施する調査員研修に参加可能な方で、認定調査員向け e - ラーニングシステムの受講が可能な方。</p> <p>⑥心身ともに健康で、概ね 65 歳未満の方。</p>

2 申込手続、選考方法について

提出書類	<p>①明石市要介護認定等調査個人委託登録申込書</p> <p>②介護支援専門員証の写し</p> <p>③都道府県または政令市が実施する、認定調査員研修の修了証明書の写し（修了証明書の無い方は、県へ確認して下さい）</p>
提出先	673 - 8686 兵庫県明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号 明石市役所 高齢者総合支援室 審査係
受付期間	2019 年 4 月 1 日から随時。 午前 8 時 55 分から午後 5 時 40 分（土日・祝日は除く）
開始時期	2019 年 4 月 1 日以降
申込・選考方法	申込関係書類は高齢者総合支援室審査係の窓口にて配布いたします。また、高齢者総合支援室(介護保険)ホームページよりダウンロードする事もできます。関係書類提出時に【書類・面接・e - ラーニング審査】を行います。事前に審査係へ連絡し、提出日時の調整を行って下さい。提出日時が決まれば、必要な書類を明石市高齢者総合支援室の窓口へ持参して下さい。（郵送は不可）
その他	契約期間は、契約締結日から年度末 3 月 31 日まで。選考結果については、審査終了後、約 2 週間以内に電話にて連絡いたします。

(注意事項)

- ①記入は必ず申込者本人が行って下さい。
- ②提出書類の記載事項に不正があったときには、登録を取り消す場合があります。
- ③提出書類は一切返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

3 委託料・条件等

委託料	調査一件につき、4,000 円（消費税及び地方消費税は別途） ※ただし、受託者が月間 36 件以上の調査件数を受託した場合、1 件につき 2,340 円を加算するものとする。
その他	① 単年度・単価契約です。認定調査に必要な諸経費はすべて受託者負担であり、委託料以外の支払いはありません。

《問い合わせ先》

明石市役所 高齢者総合支援室審査係調査員室
兵庫県明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号
電話番号 078-918-5237（直通）
F A X 078-919-4060